

働き方改革推進支援助成金

「働き方改革推進支援助成金」とは、生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。次の4つのコースがあります。

- I 労働時間短縮・年休促進支援コース
- II 勤務間インターバル導入コース
- III 業種別課題対応コース（建設業・運送業・病院等・砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県）
※砂糖製造業は掲載省略
- IV 団体推進コース ※掲載省略

労働時間・年次有給休暇や賃金、労働者の安全と健康確保対策については、**労働基準法**や**最低賃金法**、**労働安全衛生法**で労働条件の最低基準が定められており、これを遵守しなければなりません。

法的責任は事業主が果たす必要がありますが、さらなる労働条件の向上に取り組む企業等に対して、以下のような支援を行っています。

I 労働時間短縮・年休促進支援コース

令和2年4月1日から、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されています。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、次ページの「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1) 中小企業事業主の範囲：P19の共通支給要件の中小企業事業主の範囲をご覧ください。

※医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① 月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・ 時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定
 - ・ 時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え月 80 時間以下に設定
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか 1 つ以上を新たに導入すること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を 3% 以上または、5% 以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記の「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

【助成額最大 730 万円】

助成額：以下のいずれか低い方の額

- I 成果目標 1～3 の上限額及び 4 の賃金引き上げ達成時の加算額の合計額
- II 対象経費の合計額×補助率 3/4（※4）

（※4）常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5

【I の上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働の合計 時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定	200 万円	150 万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え、月 80 時間以下に設定	100 万円	—

2. 成果目標②の上限額：25 万円

3. 成果目標③の上限額：25 万円

4. 賃金引き上げ達成時の加算額

（常時使用する労働者数が 30 人以下の場合）

引き上げ人数	1～3 人	4～6 人	7～10 人	11～30 人
3%以上引き上げ	30 万円	60 万円	100 万円	1 人あたり 10 万円（上限 300 万円）
5%以上引き上げ	48 万円	96 万円	160 万円	1 人あたり 16 万円（上限 480 万円）

(常時使用する労働者数が 30 人を超える場合)

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11~30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人あたり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人あたり8万円(上限240万円)

利用の流れ

交付申請書を、
沖縄労働局 雇用環境・
均等室に提出
締切：11月29日(金)

交付決定後、提出した
計画に沿って取組を実施
事業実施は、令和7年1月
31日(金)まで

労働局へ支給申請
申請期限は、事業実施予定期間が
終了した日から起算して30日後の
日または令和7年2月7日(金)
のいずれか早い日となります。

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

II 勤務間インターバル導入コース

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
- 36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2)
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
 - 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - 既に休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - 既に休息时间数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 中小企業事業主の範囲：P19の共通支給要件の中小企業事業主の範囲をご覧ください。

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

※医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

●新規導入 【対象事業主4、①に該当する場合】

新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。

●適用範囲の拡大 【対象事業主4、②に該当する場合】

対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること

●時間延長 【対象事業主4、③に該当する場合】

所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長して9時間以上とすること

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

【助成額最大600万円】

表1（新規導入に該当するものがある場合）

休憩時間数(※5)	補助率(※6)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	100万円
11時間以上	3/4	120万円

表2（適用範囲の拡大・時間延長のみの場合）

休憩時間数(※5)	補助率(※6)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	50万円
11時間以上	3/4	60万円

- (※5) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。
 (※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

【賃金引き上げ達成時の加算額】

(常時使用する労働者数が 30 人以下の場合)

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11~30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人あたり10万円(上限300万円)
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人あたり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が 30 人を超える場合)

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11~30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人あたり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人あたり8万円(上限240万円)

利用の流れ

交付申請書を、
沖縄労働局雇用環境・
均等室に提出
締切：11月29日(金)

交付決定後、提出した
計画に沿って取組を実施
事業実施は、令和7年1月
31日(金)まで

労働局へ支給申請
申請期限は、事業実施予定期間が
終了した日から起算して30日後の
日または令和7年2月7日(金)
のいずれか早い日となります。

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

Ⅲ 業種別課題対応コース(建設業)

令和6年4月1日から、建設業にも、時間外労働の上限規制が適用されました。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として過去2年間において、月45時間を超える時間外労働の実態があること。
5. 下記「成果目標」⑤を選択する場合は、交付申請時点の所定休日が4週当たり4日から7日であること。

(※1) 中小企業事業主の範囲： 以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組

～いずれか 1 つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。(※4)

- ① 月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え月 80 時間以下に設定
 - ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること
 - ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか 1 つ以上を新たに導入すること。
 - ④ 9 時間以上の勤務間インターバルを導入すること。（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
 - ⑤ 全ての対象事業場において、4 週における所定休日を 1 日から 4 日以上増加させること。
- (※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を 3% 以上または、5% 以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

【助成額最大 1,000 万円】

以下のいずれか低い方の額

I 成果目標 1～5 の上限額及び 6 の加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率 3/4 (※5)

(※5) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5

【I の上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働の合計 時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定	250 万円	200 万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え、月 80 時間以下に設定	150 万円	—

2. 成果目標②の上限度額：25 万円
3. 成果目標③の上限度額：25 万円
4. 成果目標④の上限度額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限度額は、休憩時間数に応じて、下記の表の通りとなります。

休憩時間数(※6)	1 企業当たりの上限度額 (※7)
9時間以上 11 時間未満	100 万円
11 時間以上	120 万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の 1/2 が上限度額となります。

5. 成果目標⑤の上限度額：1 日増加ごとに 25 万円 (※8)
(最大 100 万円)

(※8) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4 週間当たりの所定休日を算出します。

$$(\text{年間所定休日数}) \div (365 \text{ 日} \div 7) \times 4$$

6. 賃金引き上げ達成時の加算額

(常時使用する労働者数が 30 人以下の場合)

引き上げ人数	1~3 人	4~6 人	7~10 人	11~30 人
3%以上引き上げ	30 万円	60 万円	100 万円	1 人あたり 10 万円 (上限 300 万円)
5%以上引き上げ	48 万円	96 万円	160 万円	1 人あたり 16 万円 (上限 480 万円)

(常時使用する労働者数が 30 人を超える場合)

引き上げ人数	1~3 人	4~6 人	7~10 人	11~30 人
3%以上引き上げ	15 万円	30 万円	50 万円	1 人あたり 5 万円 (上限 150 万円)
5%以上引き上げ	24 万円	48 万円	80 万円	1 人あたり 8 万円 (上限 240 万円)

利用の流れ

交付申請書を、
沖縄労働局雇用環境・
均等室に提出
締切：11 月 29 日 (金)

交付決定後、提出した
計画に沿って取組を実施
事業実施は令和 7 年 1 月
31 日 (金) まで

労働局へ支給申請
申請期限は、事業実施予定期間が
終了した日から起算して 30 日後の
日または令和 7 年 2 月 7 日 (金)
のいずれか早い日となります。

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11 月 29 日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

Ⅲ 業種別課題対応コース（運送業）

令和6年4月1日に、自動車運転の業務にも、時間外労働の上限規制が適用されました。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。

(※1) 中小企業事業主の範囲： 以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。(※4)

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。
- ④ 10時間以上の勤務間インターバルを導入すること。（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）

(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。
【助成額最大 950 万円】

以下のいずれか低い方の額

- I 成果目標 1～4 の上限額及び 5 の加算額の合計額
- II 対象経費の合計額×補助率 3/4 (※5)

(※5) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象となる取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働の合計 時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な 36 協定において、時間外 労働と休日労働の合計時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場	現に有効な 36 協定において、時間外 労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計 時間数を月 60 時間以下に設定	250 万円	200 万円
時間外労働と休日労働の合計 時間数を月 60 時間を超え、月 80 時間以下に設定	150 万円	—

- 2. 成果目標②の上限額：25 万円
- 3. 成果目標③の上限額：25 万円
- 4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休憩時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休憩時間数(※6)	1 企業当たりの上限額 (※7)
10 時間以上 11 時間未満	150 万円
11 時間以上	170 万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記表の 1/2 が上限額となります

5. 賃金引き上げ達成時の加算額

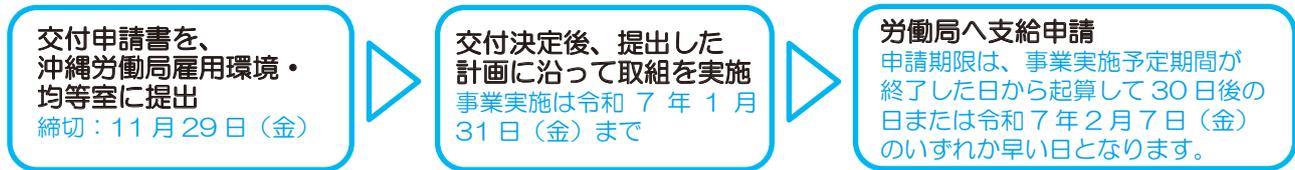
(常時使用する労働者数が 30 人以下の場合)

引き上げ人数	1～3 人	4～6 人	7～10 人	11～30 人
3%以上引き上げ	30 万円	60 万円	100 万円	1 人あたり 10 万円 (上限 300 万円)
5%以上引き上げ	48 万円	96 万円	160 万円	1 人あたり 16 万円 (上限 480 万円)

(常時使用する労働者数が 30 人を超える場合)

引き上げ人数	1～3 人	4～6 人	7～10 人	11～30 人
3%以上引き上げ	15 万円	30 万円	50 万円	1 人あたり 5 万円 (上限 150 万円)
5%以上引き上げ	24 万円	48 万円	80 万円	1 人あたり 8 万円 (上限 240 万円)

利用の流れ



※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

Ⅲ 業種別課題等対応コース（病院等）

令和6年4月1日に、医業に従事する医師にも、時間外労働の上限規制が適用されました。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主（※1）であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。

（※1）中小企業事業主の範囲：以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
 ・資本または出資持分が5,000万円以下 ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※2）
- ② 労働者に対する研修（※2）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※3）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新（※3）

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

（※2）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※3）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。（※4）

- ① 月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え80時間以下に設定

- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること
 - ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか 1 つ以上を新たに導入すること。
 - ④ 9 時間以上の勤務間インターバルを導入すること。（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
 - ⑤ 医師の働き方改革の推進（ア 労務管理体制の構築等とイ 医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること。）
- （※4）上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を 3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。
【助成額最大 1000 万円】

以下のいずれか低い方の額

- I 成果目標 1～5 の上限額及び 6 の賃金引き上げ達成時の加算額の合計額
- II 対象経費の合計額×補助率 3/4（※5）

（※5）常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象となる取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5

【I の上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定	250 万円	200 万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え、月 80 時間以下に設定	150 万円	—

- 2. 成果目標②の上限額：25 万円
- 3. 成果目標③の上限額：25 万円
- 4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休憩時間に応じて、下記の表のとおりとなります。

休憩時間数(※6)	1 企業当たりの上限額 (※7)
9 時間以上 10 時間未満 (※8)	120 万円
10 時間以上 11 時間未満	150 万円
11 時間以上	170 万円

- （※6）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。
- （※7）勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の 1/2 が上限額となります。
- （※8）B 水準、連携 B 水準、C-1 水準、C-2 水準の医師については、10 時間以上の休憩時間数とする必要があります。

5. 成果目標⑤の上限度

以下を全て実施した場合（※9）に **50万円**

ア 労務管理体制の構築等

（ア）労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること。

（イ）医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間確保・長時間労働の医師に対する面接指導の実施に係る協力体制の整備を行うこと（副業・兼業を行う医師がいる場合に限る）。

（ウ）人事・労務管理のマネジメント研修を実施するなど、労務時間管理について理解を深める取組を行うこと。

イ 医師の労働時間の実態把握と管理

労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。

（※9）実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。

6. 賃金引き上げ達成時の加算額

（常時使用する労働者数が 30人以下の場合）

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11~30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人あたり10万円（上限300万円）
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人あたり16万円（上限480万円）

（常時使用する労働者数が 30人を超える場合）

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11~30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人あたり5万円（上限150万円）
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人あたり8万円（上限240万円）

利用の流れ

交付申請書を、
沖縄労働局雇用環境・
均等室に提出
締切：11月29日（金）

交付決定後、提出した
計画に沿って取組を実施
事業実施は令和7年1月
31日（金）まで

労働局へ支給申請

申請期限は、事業実施予定期間が
終了した日から起算して30日後の
日または令和7年2月7日（金）
のいずれか早い日となります。

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。